

令和5年度 農林水産物加工調査 記入要領

調査の対象は、令和5年6月末時点で、生産者を構成員に含む生産組織によって、県内で生産された主要原材料（調味料を除く農林水産物）を使用して製造される加工品です。

対象とする生産組織

農業協同組合・農漁村女性グループ・生産者グループ（生産法人含む）等の2名以上で、生産者を構成員に含む組織をいい、食品製造事業者を除く。

対象とする農林水産物加工品

生産組織に所属する構成員が、生産又は収穫した農林水産物を主要原材料として製造し、店舗等で販売した製品をいう。ただし、消費期限（製造日からおおむね5日以内の期限）を表示して販売しているものは除く。

1 生産組織の概要：生産組織毎に記入してください。

2 品目別生産販売状況

- ・**商品の説明**：加工品の内容がわかるように簡単に説明をお願いします。商品名で明らかに内容がわかる場合は省略して構いません。
- ・**内容量又は規格**：加工品の内容量について重量、容量、個数で記入してください。※単位を必ず記入してください。
- ・**小売単価**：店頭等での販売金額を基本的に税込価格で記入してください。また、記載した金額について、税込または税別のいずれかに○を付けてください。
- ・**主な原材料名**：主要な原材料を量の多い順に3つまで記載してください。原材料は農林水産物（その加工品も含む。）とし、調味料は除きます。（調味料は砂糖・醤油・酢・ソース・みりんなど。ただし、酒粕は原材料の対象とします。）
- ・**生産量**：単位を必ず記入してください。
- ・**年間販売額**：令和4年1月1日～令和4年12月31日の間、または直近の業務年度の年間販売（収入）額を記入してください。令和5年1月1日以降に販売を開始した加工品は記入不要です。※千円単位で記入してください（千円未満は四捨五入）。
- ・**産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）登録の有無**
模倣防止のために保護すること等によって産業の発展を図ることを目的として、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて、特許庁に登録することによって、一定期間、独占的に実施できる権利。
- ・**PL保険加入の有無**
製造・販売した製品がもとで、使用者の身体・財産に被害が生じた場合、製造者等が被害者に対して負わなければならない損害賠償責任（製造物責任＝PL）について被害者に補償をするための保険。